

# 令和4(2022)年度観光PRパンフレット(春季)等作成業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和4(2022)年度観光PRパンフレット(春季)等作成業務

## 2 委託業務の目的

「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会(以下「協議会」という。)や県、市町及び観光関係団体等が行う誘客促進事業等の効果を高めるとともに、多くの観光客に栃木県へお越しいただくための誘客促進ツールとして観光パンフレットを発行する。なお、観光パンフレットは、JR・東武駅、NEXCO 東日本のSA・PA及び県内外の観光施設などに配架することで、県内外の観光客に栃木県の魅力を伝え、更なる観光客誘致を図る。

## 3 委託業務の内容

- (1) 観光PRパンフレット(春季)及びポスターの制作及び印刷
- (2) 制作にあたり、素材(施設、モデル含む)の撮影、収集及び校正
- (3) 指定箇所への発送及び納品
- (4) 制作にあたり、適宜、協議会との調整
- (5) とちぎ旅ネットに掲載するデジタルパンフレットのバナー制作、登録
- (6) その他、上記に付随する業務

## 4 成果物の仕様等

### (1) 観光PRパンフレット

#### ア 誌面構成について

- (ア) 受託者は次の内容を意識した素案を作成の上、協議会と協議し決定すること。
- (イ) プロモーションターゲットに訴求力があり、思わず観光パンフレットを手に取り、読み終えたときに栃木県への旅行意欲を掻き立てる構成とすること。
- (ウ) 美しく訴求力のある写真を掲載し、写真と文字にメリハリをつけ、読みやすい構成とすること。ただし、新型コロナウイルス感染防止のため示された「新しい生活様式」に添う内容であること。
- (エ) 栃木県出身の女性モデルを活用し、女性モデルが旅している様子の写真を掲載することで、本県の観光の魅力をより引き立てるようにすること。
- (オ) 受託者は、自らJR東日本大宮支社、NEXCO東日本関東支社から掲載情報を入手し、誌面構成を行うこと。

#### イ 仕様等

- (ア) 作成版は、一般用、JR駅配置用、NEXCO東日本SA・PA配置用の3種類とする。
- (イ) 春季に掲載する素材は、県内25市町のバランスがとれるよう調整をすること。
- (ウ) 春季の仕様の詳細は下記のとおりとする。

		一般用	JR 駅配置用	NEXCO 東日本 SA・PA 配置用
規格	サイズ	A4判		
	ページ数	16 ページ相当		
	用紙	マットコート紙 70 kg ※上記相当以上の用紙とし、制作過程の協議により紙質等を変更する場合がある。		
	色数	フルカラー		
	ページ付け	あり		
プロモーションターゲット・コンセプト	主なターゲットは 30 代女性とし、春らしさを感じることができる、フォトジェニックなどちぎ旅をコンセプトとする。			
数	合計 11 万部以上	50,000 部以上	50,000 部以上	10,000 部以上
納期	令和 4 (2022) 年 3 月 7 日 (月)			
ページ数	1 ページ (表紙)	「本物の出会い 栃木」ロゴマーク		
		読者に対して訴求力がある写真を使用する		
	—	「JR 東日本」ロゴマーク	「NEXCO 東日本」ロゴマーク	
	2～3 ページ	<p>県内 5 エリア (日光、那須、県央、県南、県東) がわかる地図の掲載と、パンフレット内に掲載した観光地を地図上に番号でプロットする。地図上にプロットした観光スポットを一覧化する。</p> <p>(1) 1 ページを使用して、栃木の春の絶景スポットをメインとし、訴求力がある美しい写真を 1 枚大きく掲載すること。</p> <p>(2) 栃木県の春の新規・目玉情報を掲載すること。</p> <p>(3) 「本物の出会い 栃木 YouTube チャンネル」、「本物の出会い 栃木パスポート (電子版含む)」の概要を掲載すること。</p>		
4～13 ページ	<p>(1) 県内 5 エリアごとに見開き 2 ページを使用し、エリアバランスに注意し写真を引き立てるイラストや適切なリード文で紹介すること。</p> <p>(2) 読者に対して訴求力がある春らしい写真をメインに「春らしいスポット (体験含む)」、「お花見スポット」、「美味しい食事」、「話題性のある施設」などを掲載すること。</p> <p>※観光スポットへの交通アクセス情報、問合せ先を掲載すること。</p> <p>※「本物の出会い 栃木パスポート」のおもてなし対象施設には、栃木パスポートの掲載をすること。</p> <p>※飲食物を店外に持ち帰ることが出来る施設には、専用のマークを掲載すること。</p>			
14～15 ページ	<p>(1) エリアバランスに注意し、読者が喜ぶような春らしい「花のスイーツ特集」を掲載すること。</p> <p>(2) エリアを超えて春を意識した 1 泊 2 日の周遊モデルコースを掲載すること。</p>			

		<p>(3) 茨城県、群馬県の観光スポット情報を掲載すること。</p> <p>※観光地への交通アクセス情報、問い合わせ先を掲載すること。</p> <p>※「本物の出会い 栃木パスポート」のおもてなし対象施設には、栃木パスポートの掲載をすること。</p> <p>※飲食物を店外に持ち帰ることが出来る施設には、専用のマークを掲載すること。</p>		
16 ページ (裏表紙)	・NEXCO東日本と調整の上、掲載を行うもの	・JR・東武直通特急列車運行時刻表	・NEXCO東日本と調整の上、掲載を行うもの	
	・「本物の出会い 栃木パスポート（電子化含む）」、「とちぎ旅ネット」、「とち旅アプリ」の概要を掲載する。	・JR東日本と調整の上、掲載を行うもの		
	・とちぎ国体・とちぎ大会のロゴマークを掲載する。			
	「とちぎ旅ネット」 <a href="https://www.tochigiji.or.jp/">検索←表示 https://www.tochigiji.or.jp/</a>			
発行 「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会				
お問い合わせ 「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会事務局 (栃木県観光交流課内) 〒320-8501 宇都宮市埴田1丁目1番20号 TEL 028-623-3305				
配 送 先	別紙のとおり			

ウ 校正、印刷について

- (ア) 校正は最低でも3回とし、初稿において全ての情報を提示すること。また、委託者等の校正期間を十分確保するとともに、校正内容は次回校正原稿に反映させること。
- (イ) 校正確認に当たっては、協議会にカラー印刷した原稿を毎回9部及びPDFデータを提出し、市町担当宛てにPDFデータを提出すること。また、協議会及び市町の修正を受託者においてとりまとめること。
- (ウ) 成果物に重大な誤りがあった場合は、速やかに協議会及び市町担当に報告するとともに、受託者において回収、修正、再印刷等の必要な処置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。

エ 成果物のデータ納付について

印刷データ (PDF、イラストレーター) をDVD-ROM等に保存、納品すること。

(2) 「とちぎ旅ネット」特集ページ

ア 画面構成について

春季の観光 PR パンフレットの冊子をデジタルパンフレット版に制作し、「とちぎ旅ネット」(<https://www.tochigi.or.jp/>) 上に登録すること。

(7) 「とちぎ旅ネット」トップページ下部のパンフレット集の見出しデータ (jpeg 形式) を制作すること。

(イ) メインターゲットに対して、訴求力のある見出しデータとすること。

イ 納期は令和 4 (2022) 年 3 月 7 日 (月) 正午までとする。

ウ 掲載内容及び制作した Web ページのアップロードについては、「とちぎ旅ネット」の管理・運営主体である (公社) 栃木県観光物産協会と調整すること。(アップロードに係る費用は受託者が対応すること。)

### (3) ポスターについて

ア ガイドブック表紙を利用して B 1 ポスター 8 部、B 2 ポスター 8 部を制作すること (ガイドブック表紙を改変その他の修正をできるものとする。)

## 5 その他

(1) ガイドブック及びポスターについては、原則として協議会及び栃木県 (以下「協議会等」という。) の広報等のために、必要な範囲内で協議会等自らが複製し若しくは翻案、変形、改変その他の修正をできるものとする。

また、すべての撮影した写真の権利は協議会等に帰属するものとし、各施設で撮影した写真を提出するものとする。ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を協議会等に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に協議会等に申し入れを行い、了解を得ること。協議会等に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、協議会と受託者とで協議すること。

(2) 企画提案の際には、他の著作物からの転用・転載をしないものとする。やむなく協議会及び (公社) 栃木県観光物産協会が作成した著作物から転用・転載の必要が生じた場合には、事前に協議会及び (公社) 栃木県観光物産協会と協議すること。

(3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、受託者がその使用に対する一切の責任を負うこと。

(4) この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、協議会と協議の上、処理するものとする。

(5) 協議会の求めに応じ、適宜必要な会議に出席し、説明を行うこと。

また、必要に応じて市町担当に説明を行うこと。

(6) 受託者は、作成にあたり上記事項を全て遵守すること。